

長崎県食品ロス削減推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「長崎県食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）」は、事業者、県民、関係団体及び行政が一体となって、食品廃棄物の排出抑制・減量化を進めるため、食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品をいう。以下同じ。）削減の実践活動を推進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- (2) 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) 食品ロス削減に関する普及啓発に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は学識経験者、事業者、消費者及び行政機関の実務者からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の議事を統括し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(ワーキンググループ (WG))

第5条 会長は、必要な場合は、協議会にWGを置くことができる。

- 2 WGは、協議会から指示された事項について検討を行う。
- 3 WGの座長及び委員は協議会のなかから会長が指名する。
- 4 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者をWG委員として指名することができる。
- 6 WG委員は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(経費支弁)

第6条 委員並びに構成委員以外の講演者等が、会議等の職務を行うために旅行したときは、旅費を長崎県（以下「県」という。）の規定に基づき県が負担する。

2 県が必要に応じて委嘱した者及び構成委員以外の講演者に対し、県が別途定める謝金を支給する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、長崎県県民生活環境部資源循環推進課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める

附 則

この要綱は、平成29年11月22日から施行する。

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。